

【足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会】会議録

会議名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会
事務局	子ども家庭部 子ども政策課 保育・入園課
開催年月日	令和7年10月24日(金)
開催時間	午前10時～午前11時30分
開催場所	足立区役所 大会議室B
出席者	(計15名) (委員) 齊藤多江子、旦直子、酒井雅男、ぬかが和子、水野あゆみ、 富田けんたろう、安田成美、中嶋篤子、境美穂、結城あゆみ、 永田綾子、篠永優、中村明慶、田巻正義、楠山慶之 (事務局) 子ども政策課長 中島、保育・入園課長 齊藤、 幼稚園・地域保育課長 小田川、私立保育園課長 樋口 (敬称略)
欠席者	(委員) 鹿浜昭、石鍋一男、馬場新太郎 (敬称略)
会議次第	別紙のとおり
資料	1 当日配布資料 (1) 次第 (2) 【別紙1】第1回審議会の主な意見 (3) 【別紙2】結城委員からのご質問と回答 (4) 【別紙3】利用上限時間のシミュレーション (5) 【別紙4】答申イメージ (6) 次回開催通知
その他	

(審議経過)

中島子ども政策課長

おはようございます。これから審議会を始めさせていただきたいと思います。足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会を開会いたします。皆様におかれましては、お忙しい中、またお寒い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、子ども政策課の中島と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて進めさせていただきます。本日の出席委員のうち、境委員についてはオンラインで参加いただいております。こちらのモニターでご覧いただくことができるかと思います。境委員よろしくお願いいたします。

境委員

よろしくお願いします。

中島子ども政策課長

始めに資料の確認をさせていただきます。第1回で説明させていただいた審議会資料はお持ちでしょうか。お持ちでない方は、事務局までお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

本日、机上に配付させていただいた資料は全部で6種類ございます。1つ目は次第になります。2つ目は【別紙1】、前回の第1回審議会の主な意見のまとめですね。これが2枚ございます。次に【別紙2】になりますが、これは審議会後に受けた事前質問に対する回答で、結城委員からのご質問になります。続きまして【別紙3】になります。「誰でも通園制度の利用上限のシミュレーション」ですね。全体で4ページ分あります。片面で4ページ分ですね。それと、【別紙4】ですね。第3回審議会の答申・意見のイメージ。こち

らがございます。これも2枚です。6番で、次回第3回審議会の開催通知を配付させていただいております。この配付資料はですね、次第に沿って順番に説明させていただきます。皆さんお手元にございますでしょうか。

次に本日の定足数についてご報告させていただきます。本日欠席の委員は、鹿浜委員、石鍋委員、馬場委員の3名でございます。審議会条例第5条の規定に基づき、委員数18名のうち出席者数が委員の過半数である定足数を満たすことになりますので、本会議は有効とさせていただきます。

審議会に先立ちまして、前回ご欠席となつておりました委員を紹介させていただきます。お手数ではございますが、お名前をお呼びした委員の方は、その場にてご起立いただけますでしょうか。

区内団体、中嶋篤子様。

中嶋委員

はい、中嶋です。よろしくお願いします。

中島子ども政策課長

よろしくお願いします。ありがとうございます。

それでは次第に従い、審議案件に入りたいと思います。なお、会議録作成のため、会議内容の録音をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。ご発言の際には、発言の冒頭でお名前をおっしゃっていただきますようご協力を願いいたします。

また、本日オンラインで出席の境委員が皆様の声を聴き取りやすいように、ゆっくり大きめの声でご発言いただけると大変助かります。

本日の進行につきましては、前回に引き続き会長にお願いしたいと存じます。初めに齊

藤会長から一言ご挨拶いただいた上で、進行していただければと思います。それでは齊藤会長よろしくお願ひいたします。

齊藤会長

こんにちは。急に寒くなって体調を崩されている方も多いかと思いますけれども、来ていただきましてありがとうございます。先ほど中島課長の方からお話がありましたけれども、議事録の関係もあって、発言する時に最初にお名前いただけるとありがたいのでどうぞよろしくお願ひします。

では早速ではございますが、次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。まず始めに、次第の3番にあります「第1回審議会の主な意見まとめ資料」について事務局から説明お願ひいたします。

中島子ども政策課長

第1回審議会の主な意見まとめにつきまして、子ども政策課の中島がご説明させていただきます。まず【別紙1】をご覧ください。

【別紙1】の1枚目になりますが、前回、こども誰でも通園制度の利用料の関係についてお話をさせていただきました。

一番上の「利用料について」なんですけれども、皆さんこちらを事前にご覧になっていたいしておりますので、部分的にご説明させていただきます。

利用料につきましては、在宅の方を対象とすることでも誰でも通園制度については、無償にした方がいいですよというご意見や、月の利用時間については、お子さんの慣らし保育で一定の時間を要するということ、国の上限を超えて実施する、例えば中野区や練馬区のような自治体もあることから、現場や保護者の声を聞いていただいて、月にどれぐらいの時間、10時間でいいのか、それ以上なのか

というのを、どの時間が一番いいのかというのを考えていただきたいというようなお話がありました。受け入れ体制につきましては、自治体で開始初日に申し込みがかなり多かったという記事を目にしていると。足立区でも、そういった混乱が起こるのではないかというので、少し不安に思っているという声がありました。

次に、「地域の公平性を確保しつつ、多くの事業者さんに手を挙げていただくことで、多くの子供たちを受け入れられるのではないか」というご意見と、次の、「区が独自に手厚い運営費を補助している自治体があると聞いています。本制度の開始後、令和8年4月以降であってもいいので、ご検討いただきたい」というご意見です。

医療的ケアや支援が必要な子どもの関係ですが、国や都の運営費の加算を踏まながら、そういった制度を整えていただきたいというところです。

保育人材の関係につきましては、現在でも保育士不足、保育人材の活用不足が叫ばれている。そういった中で、0歳から2歳のお子さんというのは慣れるまでにかなり時間がかかります。そういうこともあるので、区が保育士採用の支援について、気にかけていただきたいというご意見と、一番下になりますが、これを実施された時にですね、保育人材が厳しい中で実施された時に、各園がちゃんと回っていくのか、保育園運営が回っていくのか、園が疲弊しないことも含めて、チェックしていただきたいというご意見でした。

次に2ページ目になります。「一時預かり事業について」の、有償がいい、無償がいいというお話の中で、まず、有償のままがいいというご意見です。一時保育の利用時に、希望の日時が通らずに予定をずらしたとか、い

くつもの園に電話をしてやっと決まったというようなお話をありました。そういったことの中で、無償化した場合に新たな利用者が急に増えることで、本当に必要な人のところに利用ができなくなってしまう。そういったことが考えられるということと、忙しくなった保育園の中で保育の質が低下することを懸念しているというご意見がありました。

続いて、現行の一時保育については、必要な方に支援が届くように、有償にして、かつ差別化を図ってもらいたいというご意見と、同じような意見の中で、例えばその差別化の中では、非課税とか妊娠といった優遇措置を設けていただきたい、検討いただきたいという話がありました。

変わって、無償化がいいというご意見なんですけれども、こども誰でも通園制度はここに書いてあるとおりなんですが、悩みや不安などを抱えている保護者の支援で同じことであるため、一時保育と誰でも通園制度が融合する形が望ましいんじゃないかということが書かれています。そういったことから、頑張っている保護者に対して無償化していただきたいというご意見です。

続いて、「利用料の審議時期」につきましてですが、性急に決めることなく、令和8年度を開始された後に、利用状況や他区の状況を見てから判断してもいいのではないかというご意見がありました。

続いて、「受け入れ体制について」です。これ「商業施設」と書いていますが、西新井の子育てサロンのことになるかと思います。そういった一時預かりは、一般的なものとは異なっているために、有償でも仕方ないですよというご意見を頂戴しつつ、将来を考えて、サロンについては1ヶ月10回という縛りがありますので、そういったものの回数を増やしていくことも考えた方がいいの

ではないかというご意見です。

その他の意見としては、上の段の部分については、有償、無償どちらにしても、今後の現場の管理が大変な状況が想定されるので、ＩＣＴ化の時代の中で、そういったものを取り入れて行った方が、現場がうまく回るのではないかというご意見と、最後は周知の方法なんですけれども、こども誰でも通園制度と一時預かり、それぞれの目的を保護者にちゃんとお伝えしていただいて、わかりやすいように混乱がないようにしていただきたいというご意見がありました。雑駁でございますが、以上でございます。

齊藤会長

はい、ありがとうございました。

それでは、審議のテーマが大きく2つありますので、前半がこども誰でも通園制度の利用料に関して、後半に類似する預かり事業の利用料という形で、前半と後半に分けて議論を進めていきたいと思います。

中島子ども政策課長

すみません。会長よろしいでしょうか。結城委員からのご質問がありましたので、それについてもお答えさせていただければありがたいと思います。

齊藤会長

どうぞ。

中島子ども政策課長

では【別紙2】になります。こども誰でも通園制度の無償化に関して、結城委員は概ね賛成ですということでお答えしております。その中で2つ質問をいただいております。

まず1つ目については、該当者全員、平等に利用してもらうために、無償化の制度を知

らずに、将来的に損する事がないように、周知、認知していただくことが大切じゃないかというご意見です。これにつきましては、おっしゃるとおりだというところの中で、例えば、区としましては、母子手帳交付などで、妊娠期から接点を持つことで、そういった周知を図っていくということと、ありきたりではございますが、区のホームページとか各広報誌、施設等で、出産前から知っていただくようにしてまいりますという回答をさせていただいています。

この中では、今年10月から始まっております全家庭訪問事業、子育て家庭訪問事業において、周知を図ることができるということ。子育てアプリ、親子アプリというのが足立区で開始されていますので、そういったところでの周知も可能になるかと思います。

続きまして、問2についてなんですかけれども、こども誰でも通園制度と一時保育の両立を図るためにですね、当初我々の方では物質的なスタンプカードというのを検討していましたが、そうではなくて、例えばLINEショッピングカード、これはデジタルポイントカードのことになるかと思いますが、『ヨルカ』と読みますが、チケットやスタンプカードを集約できるアプリがありますので、そういうものの使った方がいいんじゃないですかというお話をありました。

回答としましては、使い勝手の良い仕組みというのは必要になってくると思います。ただ、今回こども誰でも通園制度につきましては、国のシステムがございますので、その導入も検討しているところでございます。そういうことから、国のシステムとスタンプやアプリ等について、2つのシステムを導入するということは、事務負担、現場の事務負担も結構大きくなるのかなという認識をしております。

紙、デジタルも含めて、より良い方法を模索して最良の状態にもっていきたいと回答させていただいております。私からは以上です。

齊藤会長

ありがとうございました。では、1つ目のこども誰でも通園制度について、次第の5番(1)アの利用料の審議を進めていきたいと思います。こども誰でも通園制度の利用について、これまでのご説明を踏まえて何かご質問やご意見ございますでしょうか。

中嶋委員

こども誰でも通園制度の利用料だけが今回テーマになるのでしょうか。この上限時間の検討と合わせてになるのでしょうか。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長が発言させていただきます。今のお時間は、まずは利用料でご審議をいたいた後、上限時間についてはご説明させていただきます。

中嶋委員

わかりました。ありがとうございます。

齊藤会長

前回もかなりお話をいたいたかなというふうに個人的には感じておりますが、追加で何かご意見があったらと思いますが、どうでしょうか。

では、1つ目のテーマとして、こども誰でも通園制度の利用料の意見をまとめていくという形になっていくんですけども、1回目、本日2回目ですが、特に追加のご意見というところが、ある程度落ち着いているのかなと思いますので、今回の第2回審議会で、

こども誰でも通園制度の利用料の結論をまとめるという形で持っていく流れでよろしいでしょうか。

(異議なし)

齊藤会長

はい、ありがとうございます。では、今までのご意見をお聞かせいただくと、こども誰でも通園制度の利用料は、国の標準利用料と同額の300円とするけれども、利用者の負担軽減のために、都の補助金の活用によって、実質は無償化というようなまとめでよろしいでしょうか。

(異議なし)

齊藤会長

ありがとうございます。では、次に次第の5(1)イの「こども誰でも通園制度の利用上限時間について」、諮問事項ではありませんけれども、事務局側で今後検討していくにあたっての意見交換という場にしたいと思います。前回もそういう趣旨だったと思いますが、こちらは【別紙3】の資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。恐れ入ります、【別紙3】の資料をご用意ください。

まず、この利用上限時間についてですが、月の利用時間数を国が定める10時間とすることで、1回に預けられる時間が必然的に短くなることにつながり、お子さんが泣いて終わってしまって、現場の保育士の方にも負担につながる、そういうご意見を頂戴しています。

確かに、利用者の利用上限時間数を多く設

定することによって、子どもの良質な生育環境や、保護者の支援等のさらなる向上につながる、そして現場の負担感も軽減できる、そういう認識はしております。

ただ一方で、項番1に記載をさせていただきましたが、利用者の1月あたりの上限時間を増やすと、ご利用いただける区民の数が減少してしまいます。そういうことから区といたしましては、来年度はひとまず10時間からスタートさせていただければと考えております。それに対してご意見を頂戴できればと思っております。

お配りした【別紙3】の資料なんですが、『利用上限時間のシミュレーション』を示させていただきました。利用者の上限時間数を増やすと制度を利用できる方が少なくなってしまう、といった相関関係をご説明するためにお作りした資料になっております。

まず資料を作る時の前提とした条件として3つございます。1つが、1日を午前と午後で1枠ずつ設定をすること。2つ目が、1歳等に問わず1枠で1名しか預からないこと。3つ目の条件としては、お子さんをお預かりするには、現場の受け入れ準備や記録作成の時間が必要になることから、保育時間の前後30分はその時間に充てること。そういう3つの条件でシミュレーションを設定いたしました。そのため、例えば実施する園によっては、お預かりする乳幼児の数を2人というふうにすれば、この資料の倍の人数を総合的にお預かりできることになります。よろしくお願ひいたします。

では、引き続きまして、【別紙3】を1枚めくっていただいて、項番3「各結果の具体例」をご説明させていただきます。

(1) 上限時間が10時間の場合についてのシミュレーションです。この場合は、1回

に預けられる時間数が2時間、3時間といつてかなり短い時間数になってしまいますが、最も幅広い方に利用していただける時間のシミュレーションかなと想定しております。

続いて、もう1枚めくっていただいて(2)上限時間が20時間の場合です。これは、1人のお子さんに対して、最低毎週2日の利用が必要になってくるというシミュレーションになります。利用者Aさんについては、月曜日と火曜日など2回を使うことによって20時間を確保できる、そういったシミュレーションの資料をお作りしております。

(3)につきましては、上限時間が48時間お使いになる場合には、AさんとBさんしか使えない、そういったシミュレーションの資料を作らせていただいております。

続いて、最後のページ「先行自治体の特徴」ということで、まとめさせていただきました。先行して実施している中野区につきましては、現在合計3施設実施し、その施設ごとに運用を変えております。

大変、恐れ入ります。資料、積算の数字を単純に間違えておりまして、中野区①というところは「月6回、1回7時間まで」ということで、最大42時間の間違いましたのに、申し訳ございません。この場で42時間というふうに訂正させていただきます。

やり方によって、より多くの方を受け入れるべきなのか、1回に使う時間数を増やして対象者を少なくしてでも1回に使う時間数をより多くするのか、そういったところのご意見を頂戴できればと考えております。私からの説明は以上です。

齊藤会長

はい、ありがとうございました。ではこれまでのご説明を踏まえて何か質問、ご意見ありますか。

ぬかが委員、お願いいいたします。

ぬかが委員

意見は後で申し上げようとは思っているんですけど、このシミュレーションの前提条件のところでお伺いしたいと思っていて、「実施見込数50園」というのが、幼稚園、こども園、認証、企業主導型を除いた数ということになっているので、そうすると、幼稚園、こども園、認証、企業主導型の方の見込み数と言いますか、見込み施設数、もしくは家庭数的なところがどうなのかというのもわからないと、検討や議論がしづらいかなと思ったので教えてほしいというのが1点。

それから、この幼稚園等4施設を除いたということで言うと、50園というのは、認可保育園、いわゆる認可といわれている小規模と保育ママと、認可保育所、これで50園というふうに想定されているのか。実態を色々把握されていると前回お伺いしていたんですが、その辺の見込みというか、その辺ももう少し詳しく教えていただきたいのですが。

齊藤保育・入園課長

はい。こちらのシミュレーション上の資料は、今まで委員会等でも色々ご説明させていただいた数字とは、少し異なっているのがまず前提としてあります。あくまでもシミュレーションというところで作成させていただいた資料になります。

なので実態は、認証を含めると想定では全部で80施設というふうに今の現時点で捉えております。ただ、あくまでも事前調査になっておりますので、実際に本格的に募集をかけた時にその数の手が挙がるかというのは、不確実な状態でございます。

ぬかが委員

はい。ありがとうございます。

永田委員

子育て当事者の永田綾子です。いただいた資料を見た瞬間に思ったのが、大幅に枠が足りないなというのが第一印象でした。ですので枠が足りない現状では、まず国基準の10時間で広く入れる方法でやった方がいいなというのがまず1つです。利用できる家庭を少しづつ多くする方法でスタートして、運営状況を見ながら柔軟に見直す形がいいと考えました。

この資料を拝見していて、公平性の課題がすごくあるなと思っていますし、申し込み順にするのか、もしくは、期間を決めて抽選にするのか、もしくは優先世帯の方を先に申し込みいただくのかという、その辺の公平性の方がすごい課題があるなというふうに感じました。

保育の現場の状況がわからないので個人的な意見ですが、0歳児よりもどちらかというと2歳児の方が社会的関わりとかそういうものの必要性が高いと思っていますし、実際保育の現場はわからないんですけど、0歳児というよりは2歳児の枠を多くしてほしい、優先するのであれば2歳児の枠を設けてほしいなとも思いました。

昨日、練馬区の区議会議員の方のホームページを見ていたら、今年の9月の時点で定員61人に対して申し込み者が330人で、200人以上落選したというホームページを拝見しました。来年度も枠150人程度しか設けられないということで、多分200人ぐらいは枠が不足するだろうという。48時間にしてもそれだけ枠が足りないとなると、私としては公平性、なるべく多くの方に枠を開放していただけたら嬉しいなと思っています。以上です。

齊藤会長

ほかにはいかがでしょうか。

小田川幼稚園・地域保育課長

幼稚園・地域保育課長の小田川です。今、2歳児の枠を拡充・充実させるべきというご意見いただきましたが、既に幼稚園の方で、2年前から多様な他者との関わりの機会の創出事業を活用しまして、プレ保育に関して、この誰でも通園制度を先駆けてやらせていただいております。昨年度26園で約200名、今年度も30園超でおそらく300名程度の利用が見込まれているので、是非2歳児に関しましては幼稚園の方にも誘導できるように、今後アナウンスしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

齊藤会長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

篠永委員

子育て当事者の篠永です。対象が2歳児までということですと、どうしても午前中に希望枠が集中するのかなと思っております。子どもに多様な経験をさせるという制度趣旨から考えると、子どもにとって起きている時間に経験をさせたいと考えております。0歳から2歳までって午前中に色々なところに行くことがどうしても多くてですね、午後のお昼寝や子どもの機嫌とかを考えると、やはり午前中の枠を増やす方向で検討いただけないかなというのが、当事者側からの意見となります。

保育園や幼稚園の現場の状況がわからないので、人員をそこだけ増やすというのは難しいかとは思うんですけども、一つご検討

いただけないかなと考えております。

齊藤会長

ほかにはいかがでしょうか。

中嶋委員

小規模保育室連絡会の中嶋です。お預かりする方からしても、このシミュレーションの午後の時間帯って子どもが午睡している時間帯になるんですよね。この時間帯にその子だけ起こして、預かって、そのいわゆる集団の保育を体験する教育的価値があるのかといつたら全くないので、はっきり申し上げて、このシミュレーションは午前と午後に分けて想定されていますけど、午前しかできません。多分どこの保育園も。そうするとシミュレーションは半分になるので、もっと公平性の問題が出ることになって。

さっき2歳児は幼稚園でという話はありましたけど、基本1歳半ぐらいからお友達を意識するようになって、お友達の真似をし出して、それも関わることは2歳半以上になるかと思いますが、1歳半過ぎるとそういう真似をし出すところから考えると、本当に赤ちゃんを預けなきゃいけないのは一時保育で、その2歳を優先的に幼稚園にというのもあるけれども、小規模などでお預かりする時も、できれば月齢が高い方がいいんじゃないかなと思います。

ただですね、この月齢が1歳以上になると泣くんですよね。認識がすごくできてきてるので、2歳になるといろんな場面でちょっと切り替えもできるようになるんですが、この1歳とか2歳という言い方が4月1日時点での言い方になってしまふんですけど、そのことを考えていただければ、幼稚園にお勧めするという枠も多分あった方がいいと思うんですが、6か月の赤ちゃんの教育的価値

って言われてもねと思ったりしますね。なので大きい子優先というのは意図としてとても賛同するところです。

水野委員

水野です。今、保育園は午睡があるからという話があったんですけれども、施設の関係で、大きいところなんかは別室を設けて、午後の枠も設けていただくこともできるのかなとは思うんですけど、また幼稚園なんかはそもそも午睡がないので、午前の枠も午後の枠も使っていただくことができるかなと思います。そういうところも多分各施設で考えていただいてやっていっていただけるのかなと思います。

そういう中で、1日午前枠、午後枠、1枠何時間にするかというのは、それも施設によって決められるとは思うんですけど、1回で10時間使えるのか、あとは、2、3時間で分けると月3回か5回なんんですけど、本当に10時間使い切るまでに殺到すると、1人2、3時間で終わってしまうと思います。なので、やはり公平性の観点から、どのように利用者の受け入れを決めていくのかというところが大変気になるところであります。

なので私も10時間以上というのは、早急に拡充する必要性というか、拡充できないのかなとは思っています。その辺の午睡の件や枠の時間については、そういう考え方で、各施設の考え方ということでおろしいでしょうか。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。今、水野委員がおっしゃってくださったように、各施設によってどのように運用していくかというのは、自由に決めていただけるものになっております。

永田委員からも色々なご意見、まずありが

とうござります。永田委員からおっしゃっていただいた平等性というのは確かに感じておりますし、公立園において今考えているのが、期間によってお子さんを入れ替えるという抽選のシステムを取り入れたいなと考えております。ですので、そういったスキームを他の施設に、見本としてお示しできるのであれば、同じような展開もしていけるのかなと考えているところです。

水野委員からおっしゃっていただきました午睡等の関係についても、各施設で、その時間をどのように受け入れるのかというのも決めていただけるようにしたいと考えております。

午前中に集中してしまうということに対しては、確かにおやつや午後までになってくると、給食の時間とともに入ってくると思いますので、繰り返しで恐縮ですが、やはり施設ごとでどういう枠で受け入れるのかを決めて、お子さんの予約を取りながら体制を組むというのもお願いしようと今のところ考えております。

ぬかが委員

すみません。上限時間についてなんですかけれども、例えば基本がそういう公平性確保ということで10時間というのはありだと思います。ただ、お子さんの状況を判断した中で、慣れないで毎週1回通って4週、泣きながら10時間全部で4日間過ごした这样一个子だと、やはりその中で馴染んでもらう必要があると判断した時に、もう少し柔軟に預けられる、そういうことが必要なんじゃないかと。そういう意味で、絶対10時間を超えてはいけないというのが上限になってしまうわけです。そうじゃなくって、やはりその辺は柔軟性を持たせるようなことをやってほしいと思っています。おそらく、私も

そんなに中野区とか練馬区に直接聞いて回ったわけではないんですけども、モデル事業でやる中で、どのくらいの時間預けると一番子どもの発達にとって、またこのわずかな時間でも関わりを持てる、それが0歳であれ1歳であれ持てるようになるかというシミュレーションをしてきた関係で、おそらくモデル事業でこういった長い時間設定になっているんじゃないかと思っています。つまり、全部が40時間利用するとかそういうことではないんじゃないかと思っています。

なので、走り出してからでも変更もできるということも踏まえて、この基本は確かに公平性の確保とか多くの人が利用できるということで、現場の方々もそれでいい、大丈夫だというのであれば10時間でもいいけれども、柔軟性を持った設定、つまり絶対に10時間じゃなくて10時間を基本とするとか、そういう形の設定の仕方にしてほしいと。必要に応じて増やせるように。

それは園としても、私も預かる側で見た時に、「この子もうちょっと一緒にいてあげたら、もうちょっと愛着形成とか色々なことができるかもしれない」と思ったら、現場だって預かりたいと思うことがありますよね。私はありましたし、そういうことができるような設定にしてほしいと思います。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。ご意見ありがとうございます。今、ぬかが委員がおっしゃってくださったように、10時間が決定というわけではなく、やはり現場の混乱とかもありますので、一旦ニーズ等を見ながら、例えば来年度、再来年度から上限時間を少し増やしていくとか。

逆に、先行している自治体の実態を聞くと、ニーズ調査を行って、足立区のように高いパ

一センテージが出ていたとしても、実態はそこまで利用者数の人数が上がっていないというような話もお伺いしています。ただ、実際にはスタートしてみないと実際の利用がどのくらいあるのかというのが、私たちも不透明な部分がございますので、ひとまずお許しいただけるのであれば、10時間でスタートさせていただいた後に、現場の声や利用状況を見ながら、20時間にするなど、その辺は柔軟にやっていきたいと考えております。

旦委員

帝京科学大学の旦です。利用の公平性ということについてなんですかでも、この制度で私が繋がってほしいなと思うのが、シビアな家庭のお子さんで、保護者自身が例えば関わりを求めて児童館であるとか、一時保育で預かりであるとか、そういうところに行くご家庭のお子さんは、これが負担の軽減という意味ではいいかと思うんですが、そもそも保護者の方がそういう関わりが必要だということをあまり認識していない、関われないという家庭、そのシビアなご家庭のお子さんが繋がってくれるといいなということをすごく感じるんです。

そういう方は、往々にして情報弱者というか、情報を自分で取れない、渡されてもそこから情報を引っ張ってくることができなかったりするので、そういう時に先ほどの訪問事業のところで、そういうご家庭には特にこういう制度があるよということを説明していただいて、どんなふうにしたら応募できるのかといったことも含めて、そのあたりを一齊に知らせるというところ以外のところでお伝えできるようにしていただきたいなと思います。上限時間とか公平性というところから色々意見があるかと思うんですけども、できればそういうご家庭のお子さんに繋

がって、関わりを持つ機会を少しでも多くしていただけのような仕組みにしていただければと思います。

中島子ども政策課長

子ども政策課の中島です。そうですね、ご両親というか親にとって、行政とのファーストタッチというのは母子手帳とか、そういったところでの繋がりだと思います。ですので、母子手帳をお渡しする際に、もちろん通知は差し上げますが、先ほど申し上げましたように、子育てアプリというのを10月から始めました。

これについては、予防接種の記録であるとか、新しい情報、イベント情報であるとか、そういったものがプッシュで通知できる、便利なものなんです。また、お子さんの成長記録なども取り込めるものになっていますので、妊娠期からそういうものに触れていただいて、「こういう制度があるよ」というのをその中で周知していければと、広がっていくのかなと思っておりますので、多角的に周知の方法を見つけてまいりたいと思います。

旦委員

是非多角的に、お願いします。アプリ等を利用できる方はどんどん情報が入っていくということなんんですけど、なかなかそこまで行かない方が実際は一部いらっしゃって、やはり訪問事業等で直接声かけをしていくというような、こういう制度があるよということをお伝えしていくことも合わせてお願いできたらと思います。

楠山委員

子ども家庭部長です。利用時間の件で、利用時間と利用人数というのは完全にトレードオフの状態になっておりまして、結構難し

い判断なんです。

ただ、公立の保育園に関しては、我々の方でコントロールしていかないといけないところでもあるので、まずはスロースタート、いきなりドカンと広げるんじゃなく、少しずつやっていきたいなというところがまずあります。その上で、最低限、各1枠1人とするという形で、その1枠に対して1人で、3時間なのか5時間1人なのかわからないですけど、そういう考え方もありますし、我々の中で考えているのは、例えば「1枠」と言っても、じゃあ双子がきたらどうするかという話、2人じゃないですか。そういう場合もあるし、さっきの優先順位の話で、どうしても必要な方がいる場合もあるので、例えば1枠プラス予備枠みたいな形で、そこを優先的に入れるような枠にするなど、そこら辺は色々、この後も時間がありますので、我々の方で検討していきたいと考えております。

齊藤会長

ありがとうございます。

齊藤保育・入園課長

追加で失礼します。先ほど時間の柔軟な対応についてもご説明させていただいたんですけども、現にある一時保育との一体的な運用を私どもの方で考えております。そのため10時間で足りなくなった場合には、すぐに10時間の枠を20時間にする、30時間にするというような検討よりも、まずは一時保育の一体的運用として、誰でも通園制度の10時間が足りなくなった場合には、一時保育のご利用を促していく。

しかし、その場合には誰でも通園制度の実施園と一時保育の実施園がイコールになっていることが望ましい。、そういったことも含めて利用時間数については考えていきた

いと思います。

富田委員

富田です。練馬区の実施状況を拝見していると、確かにみなさまおっしゃっていたとおり、半分ぐらいは大体午前中のみの園が多いのかなという印象を受けました。ですから、おそらく足立区もやり始めたらこういう実態になるんだろうというふうに感じていますので、その点で言うと、このシミュレーションは若干無理があるのかなというふうに感じたというのがまず1点。

それから、公平性という点においては、当然練馬区のものはほとんど空きなしという表示が出ていて、先ほどの話だと途中で期間によって入れ替えていくという話がありましたが、そのところもう少し詳しくお伺いできましたらと思うんですけども。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。公立園の想定では、例えば3ヶ月に1回とか4ヶ月に1回とかの期間で、AちゃんからCちゃんまで使っていた枠を、半年に1回入れ替えて、今度はDちゃんからFちゃんまで使えるようにするという形で、より広くこの制度を使える方を増やしていくというふうにしていきたいと思っています。

富田委員

それも抽選？

齊藤保育・入園課長

抽選です。

富田委員

なるほど。

齊藤保育・入園課長

まず、こども誰でも通園制度を使っていた方かどうかの認定行為を挟みますので、その段階で一旦期間を区切って、「何月から何月までの利用したい人は申し込んでください」と言って、そこで一旦抽選機能をかけて、ご利用していただく。その後下半期について、1回利用していただいた方はご利用を控えていただく、というような形を考えています。ただ緊急枠等も設けるつもりでありますので、受け入れについては柔軟にしていかなければいけないのかなと思っています。

楠山委員

子ども家庭部長です。1点だけ補足をすると、あくまでこれは利用者がすごく多いという前提です。利用者が当然、例えば半年やってみて少なければそんなことはしなくとももちろんいいわけですし、練馬区の場合は48時間という形でかなり利用時間を多く設定しているので、受け入れ人数が60時間です。足立区の場合は、幼稚園は今かなり300人ぐらい受け入れていますし、保育園も10時間とか15時間とか、ある程度48時間よりも少ない時間帯にすれば、もう少し人数を受け入れられるかもしれませんので、そういう半年に1回とか3ヶ月に1回入れ替えしなくてもいいかるかもしれません。ちょっとやってみるとどれくらいの人数がいるのかわからないので、それを見ながら検討していきたいと考えております。

中嶋委員

質問なんですが、うちの保育園で今一時保育を受けていて、それも余裕活用型なので、例えばAちゃんがプレに行くので月曜日休みますとか木曜日休みますとかいう事前の

情報を得て、「この日に一時保育できますよ」というのを毎月25日が過ぎた時にホームページにアップをすると、あっという間に電話がかかってきて、それで、「この日とこの日まで」と言われて、「ごめんなさい、希望者が多いから、そんなに多くは受けられないから、この日とこの日だけはという日をまず言ってもらっていい?」と聞いて、それを受けて、また次電話がかかってきて、「その日埋まったんですね、じゃあこの日とこの日」というふうに、とにかく一時保育の要望が結構強い。

4月は一時保育を受けないと新入園児対応のために受けられないと言っているんですけど、5月から10月ぐらいまで少しづつ一時保育のニーズが増えてくるという一時保育の実態があって、それも余裕活用型でやっていて、今度誰でも通園制度をやります。余裕活用型でしますと言った時、どっちを優先すればいいですか。

多分受けられる枠は余裕活用型でいくと同じ枠しか受けられないんです。

小田川幼稚園・地域保育課長

幼稚園・地域保育課長です。一時保育をやっている園が全て誰でも通園制度に今回手を挙げている訳ではないんですが、誰でも通園制度の場合は、運営費という部分も東京都の方から多様な他者との関わりの創出事業で受ける面もありますので、そういったことも踏まえまして、是非、誰でも通園制度を受け入れていただければというふうに、運営側は考えております。

楠山委員

子ども家庭部長です。おそらく私立園さんは結構悩まるところだと思います。多様な他者の補助金は運営費で最低でも年間80

0万円出ます。財政的には誰でも通園制度の方が園の運営というか、経営上かなり有利なところになってきますよね。おそらくそうなるので、都の補助金なので何とも言えないんですけど、結構私立さんは人数を増やしてくる園が出てくるのかなというイメージをしています。

中嶋委員

質問のお答えありがとうございます。もちろん一時保育の補助金がとっても少ないので、はつきり言うと、誰でも通園制度に手を挙げた方が、私は運営者とすると運営しやすいし、補助の無資格のパートさんもつけられるという思いもあるんです。

先ほどお話があった一時保育じゃないと預けられない人とか、誰でも通園制度が終わってからももっと預けたい場合は一時保育を利用した方がいいよというお声があるとすると、現場としてはそんなにあれもこれも提供できる余裕はないですよ、そのことをわかって話してくださいね、という想いでました。

齊藤会長

ありがとうございます。

中嶋委員

あと、もう1回確認の質問なんんですけど、この誰でも通園制度に関して、抽選するとか電話で優先するとかで利用される方を選ぶ方法と、受け入れ時間、例えば私なんかはその10時間だとしたら、9時半から12時まで受けると2時間半ですよね。でもそれって食事を提供することになるんですけど、2時間半とかにして4回がいいところかなと思ったりもしているんですが、「食事を提供する」というふうに、誰でも通園制度の国の説明書の中では示してあったんですが、この

食事も提供しても提供しなくても、各施設で決定していいということですか。

齊藤保育・入園課長

はい。

中嶋委員

わかりました。はい。例えば9時半から11時まで預かるお子さんがいたとしますよね。その場合、前と後ろに30分ずつ入れて保育時間としますとおっしゃいましたっけ、さっき。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。このシミュレーションの資料、結論から言うと、保育時間は保育時間で別です。「このとおりにやってください」というわけではなくて、そこは施設の運用によって、前の30分が不要で、すぐお子さんを受け入れていただければ、その時点から保育時間としていただければいいです。

中嶋委員

その決定も各施設でいいんですか。

楠山委員

はい。この点、多分公立も想定をした上では、そういうふうにやろうかなというような想定を今の段階でしているところです。

中嶋委員

つまり何を言いたいかというと、その10時間持っているAさんという方がいて、そのAさんが月4回預けたい、2時間半ずつ預けたいと思うけど、前と後ろの30分は保育時間に入れますよと、例えばひら保育園が言った場合、実質は1時間半しか預かれないということですか。

保育の認定の10時間はどう使っていくかというのを、保育園に任せているんですかってお聞きしたいわけです。前後の準備時間を入れて。

中島子ども政策課長

子ども政策課長です。預かっている時間というのは、例えばAさんが2時間預けました。その2時間というのはそれ以上前後の時間を含めて入れるのではなくて、単純に預かっている時間を捉えてください。

準備の時間については、その園の設定で、前の準備を設けなかったりというのは設定していただいて結構です。そういういたシミュレーションになっています。

楠山委員

通常は来た時から2時間なので、普通は準備の時間を入れないと思いますが、もしそれを入れているのであれば、我々のほうで注意しないといけないのかなと思います。

齊藤保育・入園課長

あくまでもお子さんの保育時間としていただきたいので。

中嶋委員

上限の10時間については、純粋に預かった時間ですよ。ということで、さっきの準備時間というのはシミュレーションの中で計算上入れましたという話ですか。

齊藤保育・入園課長

そうです。おっしゃるとおりです。

中嶋委員

はい。わかりました。

齊藤保育・入園課長

その辺は誤解のないように説明は必要かなと思いました。ありがとうございます。

齊藤会長

はい。色々なご意見ありがとうございます。

ぬかが委員

すいません。一点だけいいですか。要望と言いますか。さっきのキャパシティが少ないという関係で言っても、やはり先々に向けては本当にキャパが足りるような計画にしてほしいと思っています。

例えばこの間のやりとりの中で、認可保育園とりわけ公立保育園においては、独立、いわゆる余裕活用型ではなくて、独立型別室でやっていこうと考えているということも言われてきているので、今後の施設の更新や増設、そういう時にやはり学校で言えば学童分室と一緒に想定するように、特別支援の部屋を想定するように、そういういた場所の環境整備も一緒に、区として先を見越して考えていただきたいと思います。意見というか要望です。よろしくお願ひします。

齊藤会長

ありがとうございました。色々な意見があって、ありがたいなと思いますが、本当にスタートを切るところだと思いますから、やるかやらないかと言われれば、それは10時間であってもやった方がいいと思いますし、どこかでスタートを切らなければずっとスタートが切れない状態になってしまいますので、すごく大事なタイミングかなと思います。すごく煩雑な状況があるのかなと感じたんですけども、一つ一つ現場うまく話し合いや調整をしていただいて、利用者の方が混乱

しないようにしていただいて、公平性の話も出てきましたが、10時間でやるということ自体、どう考えても公平性を大事にされているという観点に立っていらっしゃると思いますので、いかに色々な方が情報を得て利用しようと思っていただけるかというところがやっぱり大事なのかなと思ってお聞きしました。

それから「教育」という言葉が出てきましたが、教育という言葉をどういうふうに理解するかというところが色々だと思いますが、国の出している保育指針に立てば、0歳児であっても教育ですので、教育的価値は0歳児クラスであっても2ヶ月からであっても教育的価値はあるというふうに私としては考えていますので、上の年齢から優先とかそういうことよりも、もっと幅広く考えていただいて、養育者以外の大人とアイコンタクトをすることも、子どもたちにとっての教育的な意義も含めて、そういう視点でも是非考えていただきたいと思ってお聞きしました。よろしくお願ひします。

水野委員

ちょっとといいですか。水野です。今、期間を入れ替えるというところの話で私も気になつたんですけど、これも本当にこういうことを入れるんであれば、最初から明示しておかないといけない問題だなと思うのと、これ一家庭で何施設も登録ということはできるんですか。

齊藤保育・入園課長

できません。1施設選んでいただきます。

水野委員

園長の話を聞いた時に、受け入れ側の「今日大丈夫ですか」という電話がどんどんかかる

っているとか、そういう負担がかなり大きいなど感じるんですけど、システム導入というのは、国のシステム導入は来年度開始までに間に合うものなんですか。

齊藤保育・入園課長

システムを導入して、きちんとそのシステムを使えるようになれば、保護者の方がどの園を使えるかというのを自分のスマートフォンなどから検索をし、施設に電話予約をする。そして、保護者からの予約を受けるのはやはり施設側の皆さんに電話やメールで対応していただいて、そのシステムに落とし込んでいくという作業がございますので、その部分も課題があると思っております。

楠山委員

システムができるかできないか。実は国のシステムはできています。

それを使うか使わないか、どの程度使うのか、全く使わないのかという判断は我々の方で今シミュレーションしながらやっております。だからシステムはできています。

できていますけど、テスト環境で我々も把握していますけど、保護者にとっては、私が保護者の立場だったら、それはすごく使いやすいシステムです。

ただ、それを施設の方が、例えば保育ママの方がそれを全部使いこなせてやるのかとか、保育現場がすごく忙しいのに、制度開始と同時に予約枠を全部入れて、電話で予約したのを全部そこに当てはめていってとか、そのシステムを運用できるのかというのはなかなか難しいので、他の自治体ではシステムは1年ちょっと後にずらすとか、4月からやる自治体もありますけど、そこは我々色々今検討しているところでございます。

そのシステムについても、検討しなければ

いけないと思っておりまして、実際に導入したところで全ての施設が使えるかという課題もございます。

水野委員

ということは、やはりなかなかキャパの関係で受け入れてもらえなかつたり、機関によつてはもうこの保育園使えないからこちらの幼稚園で申し込もうとか、ひと家庭で悪気なく何個も登録してそっちに使つてしまつという恐れも出てくるのかなと、システムで一元化されてなければそういうことも出てくるのかなと思つてしまつので、負担という部分と公平という観点では、そこはしっかりとやつていかなければいけないんじゃないかなと思います。

齊藤会長

よろしいですかね。次に進みたいと思います。

2つ目のところなんですけれども、次第の5（2）の「類似する預かり事業の利用料」の議論を進めていきたいと思います。前回の審議会の意見がありました優遇措置も含めて、これまでのご説明を踏まえて何かご意見あればと思いますがいかがでしようか。

水野委員

水野です。今、誰でも通園制度の議論をしている中で、やはり月10時間使いきれないとか、この子はもっと愛着形成で預かってあげる必要があるかなという場合には、一時保育の方に移動というか連携して繋げますというお話があつたんですけど、やはり保育園側、受け入れ側としては、なかなか一時保育の受け入れが難しい状態になってくるというのもあって、どういうふうに連携していくのかなというはあるんですけど、例えば一

般型で一時保育も余裕があつて受け入れられますよという場合に、月10時間使いきれない方にこの一時保育の方に預かってもらうということは可能だと思うんですけど、そうした場合に、本来であれば月10時間無償で使えるものが使えなくなつて、一時保育の方に行かざるを得ないという状況であれば、この月10時間の中であれば、この一時保育についても無償にしてあげるべきものなのかなと考えたんですが、この辺どうでしようか。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。確かに本来であれば無償で利用させてあげられるのが一番かなとは思いますが、そうすることによって、今まで一時保育を使つていなかつた方が殺到してしまい、本当に使いたい方が使えなくなつてしまうのではないかという懸念はあります。

中島子ども政策課長

子ども政策課長です。加えてですね、オペレーション、施設側としてですね、無償の一時預かりと有償の一時預かりというので、色々なパターンが出てしまうというのは、施設に聞いてみないとわからないところあります、また負担になるのかなといったところ、そこら辺も含めて検討材料になるのかなと思います。

水野委員

例えば、このこども誰でも通園制度の方に手を挙げなかつた園についても、一時保育で月10時間までは、この対象年齢の2歳までの子どもは月10時間まで無償にしていくとか、そういう考え方はあってもいいのかなと思いました。意見ですが。

ぬかが委員

私もこの間議論してきている中で、例えば15園でスタートすると言っている公立保育については一時保育をやっている園でやっていきましょうということを考えていると区はおっしゃった。一時保育実施園でこの誰でも通園制度を導入する、一時保育やっている保育園で導入するわけです、新制度。そうすると当然に一体型でやっていこうということを考えた時に、先ほどのお答えでもありましたように有料の制度と無料で利用できる人のギャップを生じさせるというのは、絶対に好ましくないというふうに思っていて、確かにその懸念されているキャバが足りない中で、本当に必要な人が利用できないんじゃないかなというご心配の部分については、前回もどなたか発言ありましたように、別の仕組みで優先枠設けるとか、料金で抑えるんじゃなくって、仕組みとしてそういう人を保証するようなことを検討していただきたい。

つまり、やはり誰でも通園制度を無料で利用するのであれば、まして「1年間子供を預けて無料なのに、なんで」という思いを保護者は思うと思うんです。そこはやはり誰でも通園制度に合わせてやっていただきたいというのが私の意見です。

永田委員

私は保育園に子どもを預けているので、もし一時保育が葛飾区のように無料になったら、「無料ならお迎えとか頼んじゃおう」という、そこまで必要でないのに申し込むと思うので、誰でも2歳までの子どもがいれば一時保育が無料となるのはちょっと反対をしていて、そうなると本当に0歳から2歳児で幼稚園とかに通つてない子とか、何かしら本

当に必要な、前回もお話をあったんですけども、妊娠中の方とか、本当に困っている方を優先的にしていただきたいなと思ったのと、直接無料かどうかには関係ないんですけども、足立区の日中の預かり料で1時間500円が基本だと思うんですけども、23区の他の自治体を見ると800円程度のところが多いなと思っていまして、現状でも足立区は他の区と比べると手厚いなというのを、今回色々なホームページを見ていて知りました。

今まで保護者の立場としては、足立区がそんなに恵まれているのを知らないで、今回のこの審議会委員になったことをきっかけに、「足立区ってすごいんだ」というのに気づいたので、もう少し現行でも恵まれているという手厚いところを周知してほしいなという、本来の趣旨から逸れてしまうんですけれども、そんなことを考えていました。以上です。

結城委員

確かに誰でも通園制度と一時預かりで比べると、こちらが無償で有償でとなると、ちょっとあれなのかなと思うんですけど、子どもをどうしても預けたい時というのは、いくら費用がかかっても預かってほしい時が多い、どうしてもどこでもいいからというところがほしいと普段思っています。

一時預かりの方は無償じゃなくてもいいのかなというふうに少しそちらに気持ちが傾いているかなと思います。やはり2歳の子が2歳児クラスが無償、幼稚園無償になって、その1年間無償で、単発で預けるのがお金がかかるというのは、バランス的にどうなんだろうなと思っています。

個人的には、その無償・有償のところもあるんですけど、預けられる・預けられないが不確定というところが結構負担かなと思つ

ています。来年うちの子どもが2歳になるんですけど、不確定の中で預けられないとなるのであれば、いっそ2歳児クラスに入れようと決断をして入れることにしたんですけど、色々な兼ね合いがありすぎて、子育て当事者の親としてもどれを使うのがいいのかなというのは、金額がいくらになんでも迷うところなのかなと思いました。

齊藤会長

ほかにどうでしょうか。

難しいですね。でも、どうしても預かってほしい時に預かってもらえる先があるという安心感は何事にも代えがたいという気持ちはとてもよくわかります。

ぬかが委員

これは諮問事項じゃないから、一応意見を聞いて答申と加えてということですよね。併記というかこういう意見がありましたということをまとめて出されるっていう感じですかね。

齊藤会長

はい。そうです。

ぬかが委員

わかりました。

齊藤会長

では、2つ目のテーマというところで、一時預かり事業の利用料について、優遇措置も含めた意見のまとめという形に繋がっていくんですけども、前回も色々お話があって、本日も様々な視点からのお話があったかと思います。

意見という形になるというところで、一時預かり利用の利用料は、有償のままするが、

必要な家庭が優先的に使えるような優遇措置ということを今後検討していくということでお、様々な意見があつたというところは一緒につけて出すということでよろしいですか。大きく2つのご意見があつたと思いますが、そこで情報を踏まえて、今後検討していくというところよろしいですかね。

他に質問があればと思いますが、どうでしょうか。

中嶋委員

小規模保育室連絡会の中嶋です。確認をしておきたいところがあって、例えば余裕活用型として、小規模の場合は全てどの園も余裕活用型ということになるんですが、4月の段階で例えば0歳児の定数が3名空いていました。4月は受け入れられないけど5月は2名空いていたという場合、誰でも通園制度で5月は受け入れました。2名の枠があるから受け入れました。受け入れている途中で6月になったら、その2名の枠が新入園児が入ってなくなりました。そうすると誰でも通園制度は受け入れられなくなります。ということをどのように利用者に伝えられるのか、それとも誰でも通園制度の枠として1名の枠は開けておいてくださいという要望が通るのか。その判断は、多分小規模の運営者はどこもとても気になるところになりますが、どうなんでしょうか。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。今お答えできる答えとしては、やはり待機児童ということも考えていかなければいけない観点ではあるので、誰でも通園制度を利用された保護者の方には大変申し訳ないのですが、違う施設を選んでいただいて、通常保育を優先していただきたいと考えております。

事務局（保育・入園課 保育施策担当）

保育施策担当の田中と申します。よろしくお願ひします。

今、中嶋委員おっしゃられました余裕活用型での利用については、通常保育の方の空きを利用した誰でも通園制度ということになるので、利用開始前に保護者の方が事前面談を受けていただく時間があるかと思うんですが、その際に園で通常保育のご利用があった場合には、利用ができなくなりますということは確実にお知らせいただきたいと考えています。

中嶋委員

具体的な話をすると、例えば誰でも通園制度を5月に申し込みになりました。2. 5時間ずつ4回予定を組みました。5月連休があるので、第2週か第3週からスタートしました。4回の予定を利用しようとすると6月にかかるてきます。それで5月の20日過ぎに入所調整審査会があって、5月21日か22日に「新入園児が入るので定員が埋まりました」という通知が来ます。そうすると、6月に予定していた回はうちで受けられませんというのを保育園側がその保護者にすることですよね。

〔事務局（保育・入園課 保育施策担当）〕

はい。おっしゃるとおりです。

中嶋委員

そういうことですね。例えばその定数が空いているけれども、今誰でも通園制度を予定したので、7月からだったら入所希望者がいれば入れてもいいですよという要望はきくんですか。つまり誰でも通園制度の予定を何か組んでしまった後に入所調整は、それはそ

れでもできるのか。

事務局（保育・入園課 保育施策担当）

先ほど中嶋委員がおっしゃられました余裕活用型の利用の場合、年度途中で退園される方がいらっしゃると思うので、そういう場合は、例えば6月は利用することができないような状況だったとしても、6月末に1人通常保育をおやりになる方がいた場合には、7月からまた1人復活するというか、月に応じた利用のできる枠が変動する形になると思うので、その辺は臨機応変な対応が必要になるのかなという考え方でございます。

中嶋委員

今も余裕活用型で園児の欠席がある時に一時保育しているわけだから、それはやれるわけです。たださっき言ったのは、3名とか2名の欠員があるので、定期的な誰でも通園制度の予約を取っちゃったらダメですよという話ですよね。次の月にまたがったら、ひょっとしたら区から入所の指定が来るかもしれないからお約束はできません。今月分の2回だけしかお約束できませんって話ですよね。

事務局（保育・入園課 保育施策担当）

おっしゃるとおりです。翌月分の予約につきましては、所管の方からの詳細な説明があるかと思うんですけども、その例月の利用調整の後に、誰でも通園制度の利用のスケジュールについて組んでいただくという流れになるかと思います。

中嶋委員

不確定要素が多すぎて、多分現場が大変なことになります。

小規模はほとんど園長が保育に入ってい

るケースが多いんですけど、そういうところではなかなか難しいなというのが本音として感じました。

楠山委員

子ども家庭部長です。おっしゃるとおり、余裕活用型の部分は、非常にそういうところがあるので、かなり流動的になってくるということがまず1つあります。我々としても、なかなか誰でも通園制度を優先とは言えないで、心苦しいところではありますが、最初の面談のところでですね、こういう小規模の場合は余裕活用型をやるので、こういう事情が発生する可能性がありますというのを、説明していただくほかないのかなというところです。

中嶋委員

保護者への説明もそうですけど、今のようなケースを事業者説明会で、きちんと説明しないと本当に手を挙げていいのかどうか、悩んでいる園長もいっぱいいるので、是非お願いしたいと思います。

旦委員

よろしいですか。すみません。区の制度的なところがよく知らないで発言になってしまふんですけれども、先ほどの事前の面談のところで保護者の方に園側から説明していただくということだったかと思うんですが、保護者からすると事前面談でも施設を一つ決めて申し込んだ時点で言われても、と思うと思うんです。

それはもう誰でも通園制度の周知をする際に、「この園は余裕活用型です。この園はそうではありません」というようなことを、どういう活用型の場合はこういう、1ヶ月先の分しか取れません、予約が取れませんとい

ったことを、きちんと保護者が選ぶ前に説明しておくということをしておかないと、トラブルが発生しそうな気がします。

齊藤保育・入園課長

ありがとうございます。そのように対応していきたいと思います。

齊藤会長

オンラインの境委員、何かありますか。

境委員

境です。すみません。質問なんんですけど、もしかしたら先ほどされていたところなのかもしれないんですが、入れ替えをして、抽選でお子さんを決めていくというお話があって、2つか3つとか登録ができる状態かもしれない。連絡を入れたらそれで登録ができるかもしれませんというお話で。

もしそれで登録した際、他の園がまだアプリとかが使ってなかった場合って、どうやって確認するのかなと思ったのと、その途中で、先ほど中嶋委員の方からお話がありましたが、時間が余っている状態で打ち切りになった際には、今年度はもう終わりってことになってしまふんですか。それとも他の園で受け入れてくれるという形になるのかがわからなかつたので教えてください。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。まず1つ目のご質問ですが、施設をまず1つ選んでいただくことになりますので、最初から3園という形で選べるようにはなりません。あくまでも1つの園をご希望し、スタートしていただくことになります。

2つ目の質問、定員が埋まってしまった場合については、希望園を途中で変えていただ

くことを考えています。転園できるよう仕組みを考えてので、その後残っている時間数を使えない、その1年間はずっと使えないというわけではなくて、希望園を変えていただければ使えるようにしたいと考えております。

境委員

それはその次の月とか、利用する予定だった月に、他の園に転園できるという形ですか。それとも、転園先がいっぱいだからちょっと待っていてくださいとか、そういうふうになってしまふ感じなんですか。

齊藤保育・入園課長

今現時点で、そこまで細かな運用は考えられていないというのが実態でして。今のご意見を踏まえて、月途中でその施設側の都合でそのような形になってしまった場合には、残りの時間を別の施設で使えるようなことができるか、そういったことは考えていきたいなと思います。

システムの話で、やっぱり導入しないと、実際にアプリでご利用になる方が残りの時間数を把握できない、そういった課題も出てきますので、その辺はどのようにシステムをうまく活用していくのかというのも、今後の検討課題なのかなというふうに捉えております。

境委員

ありがとうございます。

齊藤会長

ほかにいかがですか。はい。永田委員。

永田委員

さつき旦委員からのお話を聞いていて、素

朴な疑問なんですけれども、余裕活用型のところは、変な話1ヶ月で終わる可能性もあります。けど公立園だと、例えば上期下期に分けるんだったら半年間利用できます。その他のところで、1年間必ず面倒見てくれますよみたいな感じで、かなり施設によってバラバラになるという認識でよろしいですか。わかりました。

先ほどのご意見であったんですけど、それをすごくわかりやすく明示していただけたと、本当に1ヶ月で預けて終了となるんだったら、1年間見てくれそうなところに、応募しようかなというふうに私は思うかなと思ったので。確認でした。ありがとうございます。

齊藤会長

ほかにいかがですか。

はい。ではですね、2つあります、誰でも通園制度の利用料、それから一時預かり事業の利用料というところなんで、様々なご意見が出てきたかなというふうに思うんですが、本来、3回目の審議会を開催をするというところはあったんですけども、一つとして、ある程度意見が出尽くしたというところを、委員の皆様が感じられるようでしたら、3回目は不要という形にして、答申等の文書を確認するのを、私の一任にさせていただいて、3回目に開催なしという形も取れますか、いかがでしょうか。何かご意見ありますか。

(異議なし)

齊藤会長

よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

すごく過渡期というか、非常に難しい時期ですよね。今お聞きしても、システム上の、

それから実際の運用のところも、やっぱりやつていいきながら色々な課題が出てくるのかなというふうに感じられているんですけれども、本当に何度も言いますが、やっぱりスタートなので、足立区の子供たちが健やかに育って、全ての子供たちが健やかに育って、そして子育てをしている方がサポートしてもらいやすいような、そういうことを長い目で見て、運用をしていくというところのスタートだと思っていただいて、様々な皆様の力をぜひいただきながらというふうに思いますので、温かい目で見ていただけると大変ありがとうございます。よろしくお願ひします。では、これをもちまして第2回の足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の審議を終了いたします。長時間に渡ってありがとうございました。事務局にお返しいたします。

中島子ども政策課長

はい。齊藤会長、ありがとうございました。

齊藤保育・入園課長

すみません。1点だけ補足のご説明をさせてください。前回の審議会において、資料でお示しいたしました今後の予定のところで、令和8年度の本会議の第1回定例会に、利用料の負担額を定める条例をし、審議をいただく予定であるということを、資料の方に記載させていただいております。これについて、国からは要綱で示されておりまして、他区も、要綱で定めているところが多いことから、当区においても、条例ではなく、要綱で規定させていただくことも検討しております。運用には特に影響ございませんので、ご了承ください。

中島子ども政策課長

委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。先ほど齊藤会長の方からもお話をありましたように、第3回につきましては、省略させていただくということで、お話を整えさせていただきたいと思います。1つ目の誰でも通園制度の利用料、2つ目の一時預かり事業の利用料が、共に結論が出て、答申の文書を作成する形になっております。その答申の文書については、齊藤会長に一任とする形で、繰り返しになりますが、3回目については、開催しないということで確認させていただきました。従いまして、お手元の次の案内通知は、破棄していただければありがたいと思います。

それと、先ほどご説明しましたお手元の【別紙4】の答申のイメージ、こちらご覧いただいて、1回目、2回目、今回ご議論いただいた内容を踏まえて、答申案を事務局で作成し、齊藤会長に確認させていただきたいと思います。確定した答申につきましては、委員の皆様にも改めて報告させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして令和7年度第2回足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会を閉会とさせていただきます。なお、お車までお越しの方がいらっしゃいましたら、事務局にお声がけいただければと思います。出口のところで駐車券を配布しておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、本日はどうもありがとうございました。

境委員もありがとうございました。